

沼津市立図書館ホームページバナー広告の取扱基準

(趣旨)

第1条 この基準は、沼津市広告掲載要綱（平成19年3月28日市長決裁。以下「要綱」という。）及び沼津市広告掲載基準に基づき、沼津市立図書館（以下「図書館」という。）が開設する沼津市立図書館ホームページ（ホームページアドレス <https://www.tosyokan.city.numazu.shizuoka.jp/>以下のホームページ（以下「図書館ホームページ」という。))へ掲載するバナー広告の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準において「バナー広告」（以下「広告」という。）とは、図書館ホームページ内に表示される広告画像で、広告を掲載する者（以下「広告主」という。）の指定するウェブサイトへのリンクを設定したものをいう。

(管理者)

第3条 図書館ホームページにおける広告の管理者（以下「管理者」という。）は、図書館事務長とする。

2 管理者は、次の各号に掲げる事務を行う。

- (1) 広告主の募集に関すること。
- (2) 広告の掲載料に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、広告の管理に関すること。

(掲載する広告)

第4条 掲載する広告は、図書館ホームページの公共性及び品位を保つことのできる広告とし、要綱第3条及び沼津市広告掲載基準に適合するものとする。

(広告の掲載位置等)

第5条 広告の掲載位置は、図書館が指定するものとする。

2 広告の掲載枠数は12枠とし、申込み単位は1広告主につき1枠とする。

(広告の規格等)

第6条 広告の規格は、次のとおりとする。

- (1) 画像のサイズは、縦60ピクセル×横150ピクセルとする。
 - (2) 画像のデータ形式は、GIF形式の静止画とし、アニメーション、動画等画像が変化する広告は認めないものとする。
 - (3) 画像のデータ容量は10KB以下とする。
- 2 広告の表記は、アラートマーク、ラジオボタン、テキストボックス、プルダウンメニュー等ユーザーの意思に反した動きをしたり、誤解を与えたりするおそれがあるものは禁止する。
- 3 広告の色調等は、高齢者や障がい者を含めた多くの人が利用できるよう、文字の大きさ

や色の組み合わせ等に配慮しなければならない。

4 広告の表現は、利用者が図書館の事業であると錯誤しやすいものは禁止する。

(広告の掲載期間及び掲載料)

第7条 広告の掲載期間及び掲載料(消費税及び地方消費税を含む。)は次のとおりとする。

- (1) 1か月 7,800円
- (2) 3か月 22,500円(1か月あたり 7,500円)
- (3) 12か月 87,600円(1か月あたり 7,300円)

2 広告は、掲載開始日の午前9時から掲載を始め、掲載終了日の午後5時をもって終了するものとする。ただし、メンテナンス等により図書館ホームページが閉鎖されている期間についても前項の掲載期間に含むものとする。

(広告の募集)

第8条 広告の募集は、原則として、図書館ホームページ等により広報し、随時受け付けるものとする。

(広告掲載の申請)

第9条 広告を掲載しようとする者(以下「申請者」という。)は、沼津市立図書館ホームページバナー広告掲載申請書(第1号様式)により、郵送、FAX又はEメールのいずれかの方法により管理者が指定する期限までに申請するものとする。

(広告掲載の決定)

第10条 管理者は、前条の規定により申請があったときは、その内容を審査の上、広告掲載の可否を決定するものとする。

2 前項の規定による審査にあたり、特に必要と認めるときは、要綱第7条第1項第2号及び第8条の規定により、沼津市広告事業推進・審査委員会において審査し、掲載の可否を決定するものとする。

3 管理者は、広告の掲載の可否を決定したときは、その結果、掲載内容、条件等について沼津市立図書館ホームページバナー広告掲載決定(却下)通知書(第2号様式)により、申請者に通知する。

(広告掲載料の納付及び経費の負担)

第11条 広告主は、市が発行する納付書により、広告掲載料を管理者の指定する日までに、納付するものとする。

2 広告原稿の作成に係る経費は、広告主の負担とする。

(広告主の責務)

第12条 広告主は、広告の内容等掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告内容等に係る財産権の全てにつき権利処理が完了していることを、管理者に対して保証しなければならない。

3 第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任

及び負担において解決するものとする。

4 広告主は、広告によりリンク先として指定したウェブサイトが事故、障害等が発生したときは、速やかに管理者に連絡し、その対応について協議しなければならない。

5 広告主は、広告によりリンク先として指定したウェブサイトの内容を変更したときは、速やかに管理者に連絡しなければならない。

(広告掲載の中止、決定の取消し)

第13条 管理者は、広告掲載後においてもその内容について随時確認を行い、広告主が次の各号のいずれかに該当すると認められた場合には、該当広告の掲載期間であっても、広告掲載を中止し、又は決定を取り消すことができるものとする。

(1) 広告主がリンク先として指定したウェブサイトが閉鎖されたとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、広告掲載を中止し、又は取り消す必要があると管理者が認めたとき。

(裁判管轄)

第14条 この基準に定める広告掲載に関する訴訟の提起等は、図書館の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。

(疑義等の決定)

第15条 広告の掲載に関し疑義があるとき、又はこの基準に定めのない事項については、別途協議の上定めるものとする。

(その他)

第16条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

付 則

この取扱基準は、令和4年4月1日から施行する。